

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書（案）

1 はじめに

技能検定については、平成18年5月から、学識経験者等を委員とする「技能検定職種等のあり方に関する検討会」を開催し、同年9月に、① 企業、業界団体等のニーズを踏まえた検定職種、内容等の見直し、② 検定職種整備等における民間活力の一層の活用、③ 多様な労働者の適切なキャリア形成に向けた取組の促進、④ 技能検定の社会的機能の強化と一層の活用促進、等を内容とする報告書を取りまとめたところである。

厚生労働省としては、これに基づき技能検定の職種等の見直しを行い、平成19年度には家庭用電気治療器調整、浴槽設備施工、ほうろう加工の各職種について廃止するとともに、工業彫刻職種については機械加工職種への統合を行ったところである。

こうした中、昨年12月に、規制改革会議から、定量的基準も踏まえた職種統廃合の促進等の指摘を受けたことを踏まえ、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会」を設置し、必要な検討を行ったのでここに報告する。

2 最近の職種の 신설・統廃合の状況

(1) 「行政改革の基本方針」及び「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」

技能検定の職種見直しについて、平成17年12月24日に「行政改革の基本方針」において「技能検定制度について、新設の職種については、民間の指定試験機関において行うことを原則とする。既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。」との指摘を受け、また、同年12月21日に「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」において「各種技能検定職種のうち、現在民間参入が行われている職種は非常に限定的であることから、更なる民間参入の促進を図るべきである。また、民間参入のない職種については、受検者等の社会的ニーズを踏まえ、技能検定職種として存続すべきかどうか検証し、見直しを行うべきである。」との指摘を受けた。

(2) 技能検定職種等のあり方に関する検討会の設置

これらの指摘を踏まえ、平成18年5月に「技能検定職種等のあり方に関する検討会」を開催、同年9月に報告がとりまとめられた。

この報告のなかで、検定職種の統廃合について、

- ① 検定職種の統廃合に当たっては、技能検定を開始してから一定の年数を超えた職種であって、かつ、受検者数が特に少ない検定職種を検討の対象とすることと

し、まずは統合の可能性を検討することが適当である。

- ② 基本的に次のような場合には、廃止の方向で検討することが適当である。
- ・ 当該技能に対する需要や当該技能を必要とする製品の需要等が減少し、今後ともその需要の増加が見込めないこと。当該技能を有する人材に対する需要が減少し、今後ともその需要の増加が見込めないこと。
 - ・ 技能検定試験の実施等において、業界団体等の協力が得られないこと。
- 等の基本的考え方が示された。

(3) 職種の新設・統廃合の状況

検定職種の統廃合については、この基本的考え方に基づき、検定職種の統廃合に係る調査を実施し、「職業能力開発専門調査員」の意見を聴取し、実施してきたところである。

平成18年9月以降の検定職種の新設及び統廃合は以下のとおりである。

- ① 新設職種（指定試験機関が実施するもの）
- ウェブデザイン（平成19年4月4日）
 - 知的財産管理（平成19年10月31日）
 - キャリア・コンサルティング（平成20年2月29日）
- ② 統廃合職種
- 家庭用電気治療器調整（平成19年10月31日に廃止）
 - 浴槽設備施工（平成19年10月31日に廃止）
 - 工業彫刻（平成20年2月29日機械加工職種に統合）
 - ほうろう加工（平成20年2月29日に廃止）

3 技能検定職種等の見直しに関する専門調査員会の設置

こうした中で、平成19年12月25日に「規制改革推進のための第2次答申」が出され、検定職種の統廃合等について

- ① 広く公共の見地から検討できる体制整備
- ② 実施期限を付した検討の作業計画の策定
- ③ 職種の統廃合における定量的な基準の盛り込み
- ④ 検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等の公表

を行うとともに、指定試験機関の営利団体への開放について、安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を付した上で検討すべき、との指摘がなされた。

こうした指摘を受けて、平成20年5月に、「技能検定職種等の見直しに関する専門調査員会」を設置し、主に統廃合等の基準について議論を行ったところ、統廃合等を検討するにあたっては定量的基準だけでなく、社会的便益についても明らかにすべきとの問題提起があった。この問題提起を受けて、同年8月には業界団体及び技能検定受検者を対象として、技能検定が企業や労働者に及ぼす効果を検定職種ごとに明

らかにすることを目的にアンケート調査を実施した。このアンケート結果及び「技能検定職種等のあり方に関する検討会」報告も踏まえ、検定職種等の見直しの体制、作業計画、基準等について検討を行った。

4 技能検定の職種等の見直しに向けたアンケート調査の結果

技能検定職種の統廃合対象職種を選定するにあたっては、受検者数も重要であるが、それ以外にも社会的便益を考慮する必要があるとの指摘があったことから、技能検定が企業や労働者に及ぼす効果を検定職種ごとに明らかにすることを目的に、業界団体及び技能検定受検者を対象としてアンケート調査を実施した。その結果の概要は次のとおりである。

(1) 業界団体調査結果の概要

実技試験への協力については86%の団体が行っており、その内容は、検定委員の派遣(90%)、試験準備・片付け(60%)、補助員の派遣(59%)、試験のための材料の貸与又は便宜供与(57%)、試験のための会場・設備の貸与又は便宜供与(56%)等となっていた。

団体の関係職種が技能検定として存在するメリットについては、① 技能者の技能水準を客観評価できる、② 国家検定合格で自信と誇りにつながる、③ 職業の知名度が上がり、団体のまとまりがよくなる、④ 知識と技能の両方が身に付く、⑤ 技能水準の向上が製品品質の安定化につながる、等をメリットとして掲げる団体が多かった。

従業員が技能検定を受検又は合格した場合の企業のメリットについては、「担当業務に関する専門知識・技能が身に付く」が最多で(86%)、「従業員の能力評価基準となる」「従業員の意欲が高まる」「技能継承ができる」も6割以上が該当ありとしている。

(2) 技能検定受検者調査結果の概要

回答者の内訳をみると、男女別では男性が95%を占め、平均年齢は31.4歳、職業別では会社員が77%・学生10%・自営業8%となっていた。等級別では1級と2級で全体の9割近くを占めていた。

受検動機については、職業別でみると、会社員は「勤務先の勧め」の割合が高く、等級別では3級において「自分の意思」の割合が高かった。これは、受検生の多くを学生が占めるためと思われる。

受検と合格のメリットについて、「あり」と答えた者の割合をみると、「技能レベルをアピールできる」が最多で、いずれの職業も高い数値を示した。「就職・転職に有利」は学生において割合が高く、「取引上の必要」は自営業において割合が高かった。

(3) 社会的便益について

以上のような業界団体及び受検者にとってのメリットを踏まえ、技能検定の有する社会的便益を抽出すると、次のように整理できた。

ア 業界にとっての便益（括弧内はアンケート調査において指摘があった職種）

- ① 技能伝承の観点から必要（左官、築炉、鍛造、機械加工、印章彫刻など）
- ② 必須部品の品質維持に必要（金属熱処理、内燃機関組立て）
- ③ 統一的な技能の評価に役立つ（陶磁器製造）

イ 受検者にとっての便益

- ① 公共工事における経営事項審査、技能士現場常駐制度等（建設系職種）
- ② 技能者として自信となり、業務の遂行に役立つ（全般）
- ③ キャリア形成に役立つ（建築板金、左官、家具製作、熱絶縁施工）

ウ 雇用主にとっての便益

- ① 企業の社員教育として役立っている（全般）
- ② 従業員への目標設定となっている（全般）

エ 消費者・国民にとっての便益

- ① 消費者・国民による、製品・サービスに対する安心・信頼の確保（機械加工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工など）
- ② 伝統産業の振興に役立つ（かわらぶき、陶磁器製造、染色、水練り製品製造、寝具製作）
- ③ 国際競争力・国の技術レベルの維持（金属溶解、金属材料試験、婦人子供服製造）

5 検定職種の統廃合等について

以上のアンケート調査の結果や「規制改革推進のための第2次答申」を踏まえ、本専門調査員会では、今後の統廃合等の進め方について検討を行った。以下では、「規制改革推進のための第2次答申」で指摘された4つの項目（統廃合等の検討体制の整備、作業計画の策定、統廃合の定量的な基準、検討過程の客観性・透明性の確保）について本専門調査員会の考えを記述する。

(1) 検討体制

検定職種の統廃合等に当たっては、例えば、本専門調査員会のメンバーのような技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会（以下「検討会」という。）において毎年度検討することが適当である。

(2) 作業計画

検討会において、前年度までの実績に基づき、毎年9月末までに、まず、受検者数を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し（第1次判断）、次に、当該職種の社会的便益を検討・勘案し（第2次判断）、統廃合等の可否について検討することが適

当である。なお、第2次判断に際し、当該職種の社会的便益を検討するに当たっては、統廃合等の対象となる職種やその関連職種の関係業界団体に対するヒアリングを行うとともに、パブリックコメントを実施することが必要である。

統廃合等の検討を行う期間等については、検討対象職種選定（第1次判断）後速やかに、存続の是非について結論を得ることとし、第2次判断後、存続と結論されなかった職種に対しては、統合、廃止又は指定試験機関への移行の選択肢について関係業界団体と協議し、1年以内を目途に実施することが適当である（別紙1参照）。

（3）統廃合等の判断基準

① 第1次判断

統廃合等の検討対象となる人数（第1次判断）の基準については、過去6年間の年間平均受検者数が100人以下（直近2年間の受検者数がいずれも100人を超えているものを除く。）とすることが適当である。ただし、第2次判断にかかる時間などを勘案すると、段階的に検討対象の規模を引き上げていくことが適当であり、初年度においては、30人以下、次年度においては50人以下、次々年度においては100人以下を対象とすることが考えられる。

なお、第1次判断の基準を満たさない職種のうち、今後2年又は3年に1回技能検定を実施するものについては、それぞれ50人以上又は30人以上の場合は、各実施年における受検者数が約100人に達することから検討対象から外すことが適当である。

② 第2次判断

第1次判断の基準となる人数を下回る職種については、上記のとおり、一律に廃止等するのではなく、社会的便益を勘案してその存続の適否を判断すること（第2次判断）が必要である。

社会的便益については、アンケート結果を見ると、前述のとおり、業界にとっての便益、受検者にとっての便益、雇用主にとっての便益、消費者にとっての便益の4つに分類される（別紙2参照）。これら社会的便益を一般指標化するとともに、職種の属性によって社会的便益が異なることから、対象職種をグループ分けし、第2次判断の基準を明確にすることが適当である（別紙3参照）。

（4）検討過程の客観性・透明性の確保

検定職種の統廃合等の検討過程の客観性、透明性を確保するためには、（1）に示したような検討体制を整備するほか、検討に用いる基礎的な情報を公開することが必要である。第1次判断には職種ごとの受検者数を用いることとしており、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当である。

また、検討の結果存続することが適当と判断された職種を含め、技能検定制度が労働者の技能習得意欲の増進、雇用の安定、円滑な再就職、技能労働者の社会的な評価の向上といった所期の目的を達成しているかを検証するため、企業・労働者等

に及ぼす効果についての業界団体及び受検者を対象としたアンケート調査結果を公表することが適当である。さらに、合格後一定期間経過した労働者やその所属企業等を対象にアンケート調査を行い、その結果を公表することについても検討する必要がある。

なお、規制改革会議からは、検定職種ごとの収支構造を明らかにするよう指摘を受けた。職種ごとの収入や支出については、技能検定の事務に当たる中央及び都道府県職業能力開発協会に対する補助金や協会における人件費、管理費などの共通経費を按分する基準があいまいなことや、アンケート調査で明らかになったとおり、人的支援、場所の提供、道具の修理・保管など職種ごとに業界団体から金銭に換算できないものも含め多様な援助があることから、客観的に正確なデータを示すことは困難である。ただし、職種ごとの受検料収入については、客観的なデータを示すことが可能であり、これについては公表することが適当である。

6 指定試験機関の営利団体への開放について

現在、指定試験機関は非営利の団体に限定されている。「規制改革推進のための第2次答申」では「安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を付した上で検討すべき」との指摘があったことから、本専門調査員会において、この点についても検討を行った。その結果、指定試験機関を営利団体に開放することについては、次のような問題点があり、不適當であると考えられる。

- ・ 採算がとれなければ指定試験機関から撤退することになるが、そもそも技能検定は収益を目的とした制度ではなく、労働者の技能の向上などの目的を実現するために行われる国家検定である。このため不採算を理由とした技能検定の廃止が社会的に容認されるとは考えづらい。
- ・ 「指定」という行政行為において、試験指定機関の安定性・継続性を担保できない（「契約」ならば違約金等で担保できる。）。
- ・ 営利団体が指定試験機関となった場合、当該団体の講習等を受講している受検者が有利となることが生じ得るため、中立性・公平性を担保できない。
- ・ 指定試験機関が営利団体であると、技能検定以外の業務分野において営利目的のために特定の企業との契約など中立性・公平性に反した行為を行うことが十分に想定され、その場合、当該機関の行う技能検定の中立性・公平性までも疑われる可能性が高い。

7 今後の発展に向けて

技能検定は、労働者に専門な知識や技能を付与するだけでなく労働意欲の向上、技能継承、製品の品質の安定化、労働安全に寄与することを目的としており、本報告に基づき毎年度検討会を開催して速やかな統廃合等の推進を図るとともに、引き続き検定を実

施する職種については、常に現場で必要とされる最新の作業内容を反映した試験内容となるよう見直しを行うとともに、当該試験内容が技能水準の評価に不可欠なものであることを継続的に周知していくなど、その的確な運用が求められる。

このため、今回のアンケート調査結果など受検者等の社会的ニーズを踏まえ不断の見直しを行うことが必要である。さらに、統廃合等のみでなく、広く社会的ニーズを把握することにより、指定試験機関方式の活用等による新規職種の追加についても積極的に検討を行い、技能検定制度の社会的意義を更に高めていくことにも取り組む必要がある。

一方、検討の結果、廃止の結論が得られた職種についても、単に検定試験を行わないという消極的な対応に止まらず、これまでの検定試験問題を公表するなど引き続き今までの実績の有効活用について積極的に検討することが適当である。

人口減少社会を迎え、経済社会の活力の維持・向上を図るためには、職業能力開発を効果的かつ統合的に推進し、能力本位の社会を実現することが必要である。そのためには、以上のことを踏まえて技能検定制度の発展を図るとともに、同制度を中核として職業能力評価に係るインフラが整備されるような取組を進めることが望まれる。

検定職種の統廃合等の作業計画

<第一次判断>

一定の受検者数を基準として統廃合等の検討対象職種を選定

毎年9月末までに選定

<第二次判断>

受検者数以外の社会的便益(社会経済的意義)を検討を勧告し、
統廃合等の可否について検討

- ・ 関係業界団体等に対するヒアリングを行う。
- ・ パブリックコメントを実施する

第二次判断について
検討

都道府県[※]が実施する
方式で存続

都道府県[※]が実施する
方式では存続としない

年度内に結論

指定試験機関[※]が実施
する方式へ移行

統合

廃止

1年以内に決定

政令改正

※ 技能検定試験は、職業能力開発促進法第46条第2項及び第4項に基づき、都道府県及び都道府県職業能力開発協会が実施している。また、一部の職種については、同法第47条第1項に基づき、指定試験機関が実施している。

社会的便益の事例

＜業界にとっての便益＞

- ・若年技能者の育成、標準的技術水準の確保が可能(全般)。
- ・技能伝承の観点から必要である(左官、築炉、鍛造、機械加工、印章彫刻など)。
- ・自動車製造において必須部品の製作に必要(金属熱処理、内燃機関組立て)。
- ・技術の普及、発展に寄与し、JIS、安全衛生法に準拠した標準作業として普及している(溶射)。
- ・精密工学産業にとって、重要な基礎技能である(機械加工)。
- ・職業訓練校、工業高校等がなくなったため、知識・標準作業の習得の場として役立つ(染色)。
- ・零細企業や個人経営が多いため、伝統工芸士の認定がない地域を含めて統一的な技能の評価に役立つ(陶磁器製造)。

＜雇用主にとっての便益＞

- ・企業の社員教育として役立っている(全般)。
- ・従業員への目標設定となっている(全般)。

＜消費者(国民)にとっての便益＞

- ・関係する会社の技能者の能力を評価する際に一つの重要な目安として利用できる(機械加工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工)。
- ・めっきは幾多のインフラを錆から守るという大きな使命を担い、技能士の存在は、めっきの技術を確かなものとし、顧客からの信頼・信用に大きく寄与している(めっき)。
- ・技能士の資格をもった従業員が機器の修理整備を担当することで、顧客の信頼を得られる(縫製機械整備、農業機械整備)。
- ・技能士の製作した商品に対して、消費者からの信頼が高い(寝具製作)。
- ・法規に関する幅広い知識と加工技術が要求されているため、技能士の加工した製品は、安全に使用できるとの信頼の下に使用されるシステムが出来ている(ロープ加工)。
- ・競合品の輸入増加に対応するためには、品質の向上が効果的(金属溶解)
- ・伝統文化を後生に伝えることができる(寝具製作)

＜受検者にとっての便益＞

- ・建設工事の入札時において、技能士について経営事項審査に付加されている(建設関係職種)。
- ・公共工事において、技能士現場常駐制度がある(建設系職種)。
- ・基幹技能者受講資格に技能士資格保持が義務づけられている(とび、配管)。
- ・技能者として自信となり、業務の遂行に役立つ(全般)。
- ・職業生涯プランとしての具体的な指針となる(建築板金)。

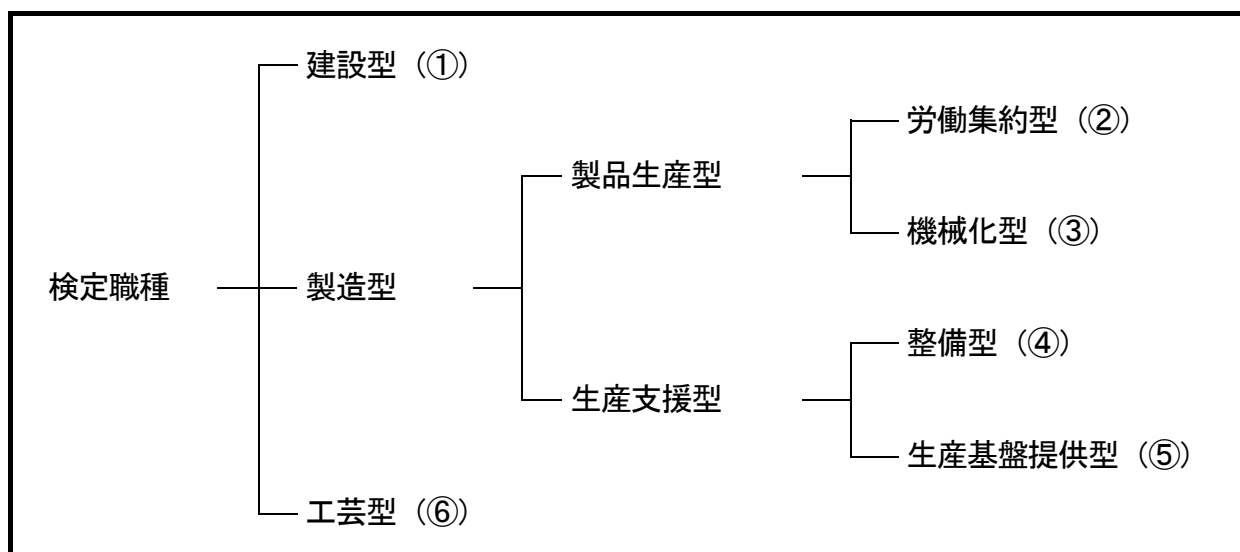
社会的便益

第2次判断の基準について

第2次判断では、技能検定を6つのカテゴリーに分けた上でカテゴリーごとの標準的な社会的便益を数値（標準点数）で表し、第1次判断をクリアできなかった統廃合等検討対象職種ごとの社会的便益を標準点数と比較することにより、統廃合等を行うべきかを判断する。

1 技能検定職種の Kategorize

技能検定職種を、以下の図のように、①建設型、②製品生産・労働集約型、③製品生産・機械化型、④整備型、⑤生産基盤提供型、⑥工芸型に Kategorize する。



(参考) 平成19年度以前6年間の年間平均受検者数が100人以下の職種

分類	30人未満	30人～50人	50人～100人
①	建築図面製作、れんが積み、コンクリート積みブロック施工、スレート施工	ウェルポイント施工	エーエルシーパネル施工、枠組壁建築
②	ガラス製品製造、金属研磨仕上げ、製材のこ目立て		ロープ加工
③	ファインセラミックス製品製造	機械木工	溶射、紙器・段ボール箱製造、金属溶解
④		木工機械整備	縫製機械整備
⑤		木型製作	
⑥	竹工芸、漆器製造	陶磁器製造、印章彫刻	

2 カテゴリーごとの社会的便益の点数化と統廃合等の判断

(1) ①から⑥のそれぞれのカテゴリーごとに、

- ・ 技能継承に必要
- ・ 必須部品の品質維持に必要
- ・ 統一的な技能評価
- ・ 技能士常駐制度等の必要
- ・ 技能者としての自信
- ・ キャリア形成に役立つ
- ・ 社員教育
- ・ 能力開発の目標
- ・ 消費者・国民の安心・信頼
- ・ 伝統産業の振興
- ・ 国際競争力・国の技術レベルの維持

の11項目について、検討会（報告書（案）の5（1）を参照。）において採点を行い、それぞれのカテゴリーごとの標準的な社会的便益（標準点数）を算出しておく。

(2) 存続、廃止、統合及び指定試験機関への移行の判断は、以下の手順で行う。

- ① 第一次判断をクリアできなかった職種について、対象業界団体からのヒアリング及びパブリック・コメントをもとに、11項目の社会的便益を採点する。
- ② カテゴリーに応じて、（1）の標準点数の8割未満の職種については、廃止、統合又は指定試験機関へ移行することとする。
- ③ 次年度の受検者数が100人を超え、2年連続で100人を超える場合には統廃合等の手続きを中止する。

具体的な作業スケジュール（案）

平成21年 9月末	<ul style="list-style-type: none"> 第1次判断
10月1日	<ul style="list-style-type: none"> 対象業界への通知（第2次判断に進むこと） パブリック・コメント用の社会的便益に関する質問項目の送付
12月末	<ul style="list-style-type: none"> 対象業界から社会的便益に関する回答送付
平成22年 1月～2月	<ul style="list-style-type: none"> パブリック・コメント（対象業界からの回答を添付）
2月～3月	<ul style="list-style-type: none"> 対象業界（及び関係業界）ヒアリング パブリック・コメントとあわせて採点し、存続か否かの検討結果を対象業界に通知
3月	<ul style="list-style-type: none"> 現行のまま存続すべきでないとした職種については、対象業界と行政の間で今後の対応を協議 <ul style="list-style-type: none"> ※ 即時廃止、統合相手を探す、指定試験機関への移行など 即時廃止の場合は、3月末をもって廃止。
9月末	<ul style="list-style-type: none"> 20年度・21年度とも100人を超えている場合は、統廃合等の手続きを中止。
平成23年 4月	<ul style="list-style-type: none"> 統廃合又は指定試験機関への移行実施

技能検定制度の見直しに向けたアンケート調査結果の概要

1 調査の概要について

(1) 業界団体調査

a. 調査対象

中央職業能力開発協会において「技能検定協力団体」となっている業界団体(209 団体)

b. 調査時期及び方法

平成 20 年 9 月

調査票を中央職業能力開発協会を經由して送付した。なお、複数の職種について検定協力団体となっている場合は、5 職種までの場合は協力している全職種、5 職種を超える場合は厚生労働省が指定した 5 職種について回答を要請した。

c. 回収数 192 件 (113 職種)

※ 調査票を送付した 209 団体のうち、149 団体より回答があった。

※ 件数については、1 団体から複数職種分の回答を得た場合は別カウントとしている。

(2) 技能検定受検者調査

a. 調査対象

平成 20 年度前期技能検定学科試験を受験した者(サンプル調査)

b. 調査時期及び方法

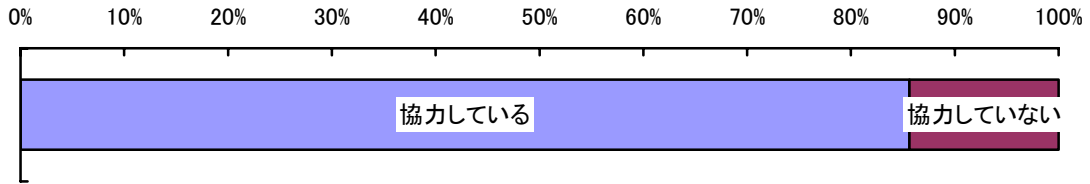
- ・平成 20 年 7 月 27 日、8 月 24 日、同 31 日、9 月 3 日、同 7 日
- ・調査票を都道府県能力開発主管課に送付し、都道府県ごとに指定した日に実施される技能検定学科試験の際に受験者に配布し、試験終了後に回収した。
- ・なお、配布数は 7 月 27 日分(主として 3 級試験)は 20 部/県、その他は各県 50 部/県の合計 2,050 部を想定していたが、都道府県の判断で増刷配布したケースもあるため、回収できた全件を集計対象とした。

c. 回収数 2,886 件 (44 都道府県)

2 業界団体調査結果の概要

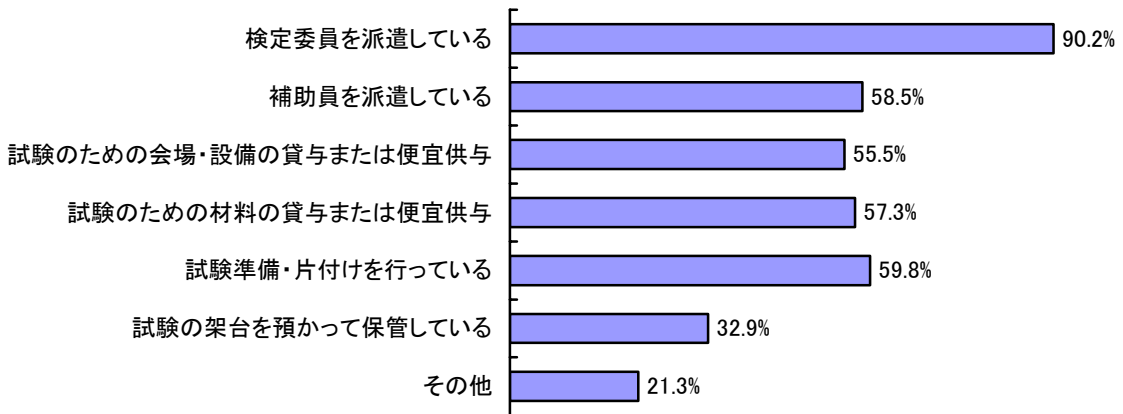
(1) 実技試験への協力について

回答数のうち 86%が「協力している」と回答した。



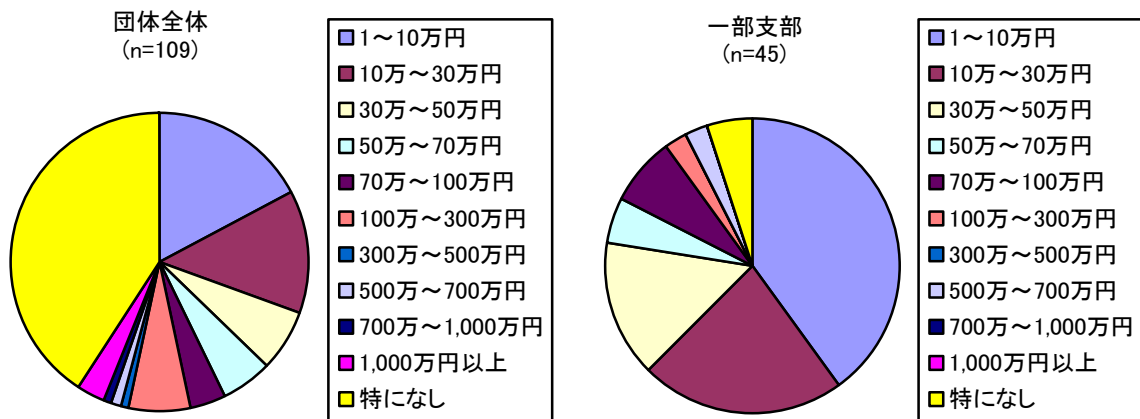
(2) 実技試験への協力内容について

(1)で「協力している」と回答した中では、「検定委員の派遣」が9割を超えたほか、他の項目でも50%代後半の高い割合を示した。「試験の架台」は必要のない職種もあるため、割合は低めに出ている。



(3) 実技試験実施の協りに当たり負担した費用(年間)

実技試験実施の協りに当たり団体が負担した費用は、「1～10万円」と「10～30万円」の回答が多かったが、「1,000万円以上」との回答もあった。今回調査では人の派遣や便宜供与も可能であれば金額に換算して欲しい旨要請したが、調査期間が短かったため、回答の内容に濃淡が生じたことは否めない。

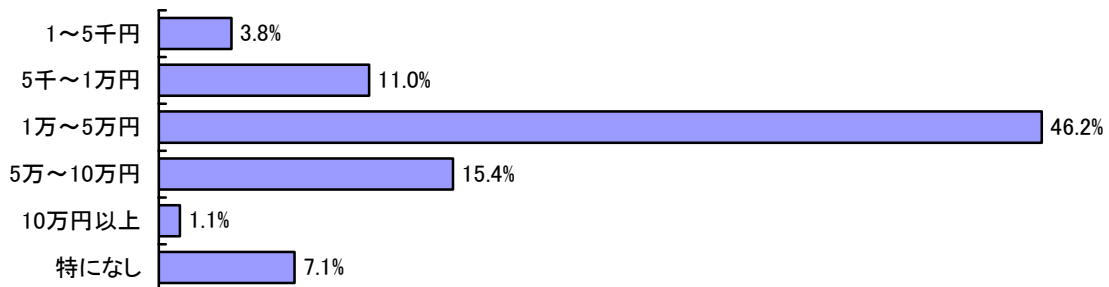


(4) 団体の関係職種が技能検定として存在するメリット

自由記入形式で回答を求めたところ、①技能者の技能水準を客観評価できる、②国家検定合格で自信と誇りにつながる、③職業の知名度が上がり、団体のまとまりが良くなる、④知識と技能の両方が身に付く、⑤技能水準の向上が製品品質の安定化につながる、等をメリットとして掲げる団体が多かった。一方、合格者の社会的地位の向上や経済的な優遇措置のためには、もっと PR が必要との意見も見られた。(個別の回答については、別紙 1 を参照のこと。)

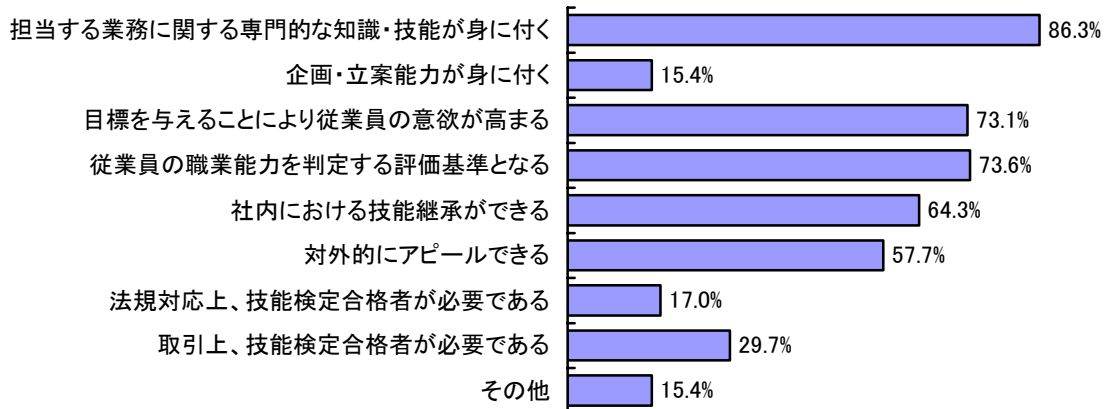
(5) 団体の傘下企業において従業員の技能検定受検のために支払っても良いと考えている費用

半数近くが「1万円～5万円」と回答した。



(6) 従業員が技能検定を受検(または合格)した場合の企業のメリット

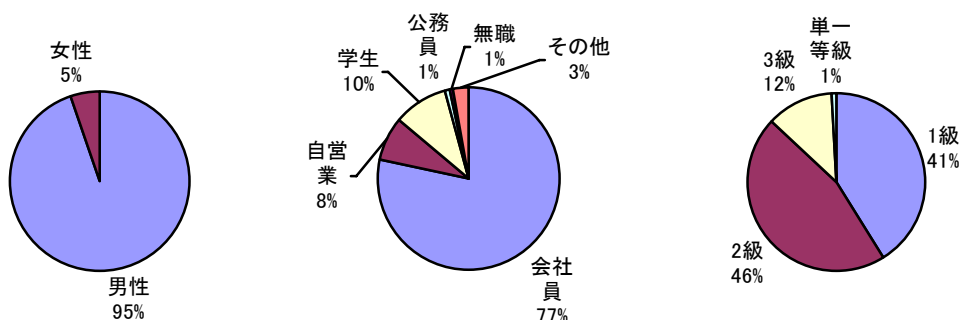
「担当業務に関する専門知識・技能が身に付く」が最多で、「従業員の能力評価基準となる」「従業員の意欲が高まる」「技能継承が出来る」も6割以上が該当ありと回答した。



3 技能検定受検者調査結果の概要

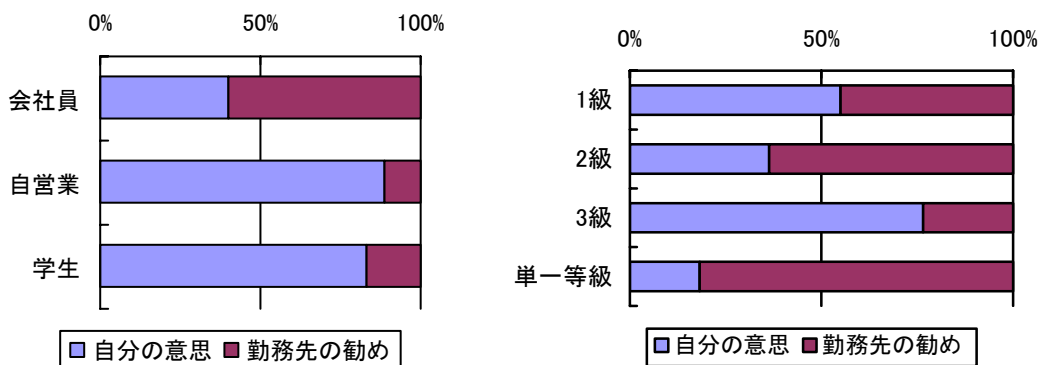
(1) 回答者のプロフィール

男女別では男性が95%を占め、受検者の平均年齢は31.4歳であった。
 職業別では会社員が77%を占め、学生(10%)と自営業(8%)がこれに続く。
 等級別では、1級と2級で全体の9割近くを占め、単一等級の受検者が僅かであった。
 47職種から回答があり(15%は職種無記入)、機械加工(387件)、仕上げ(290件)、塗装(261件)、金属熱処理(219件)、造園(176件)、電気機器組立て(133件)等からの回答が多かった。



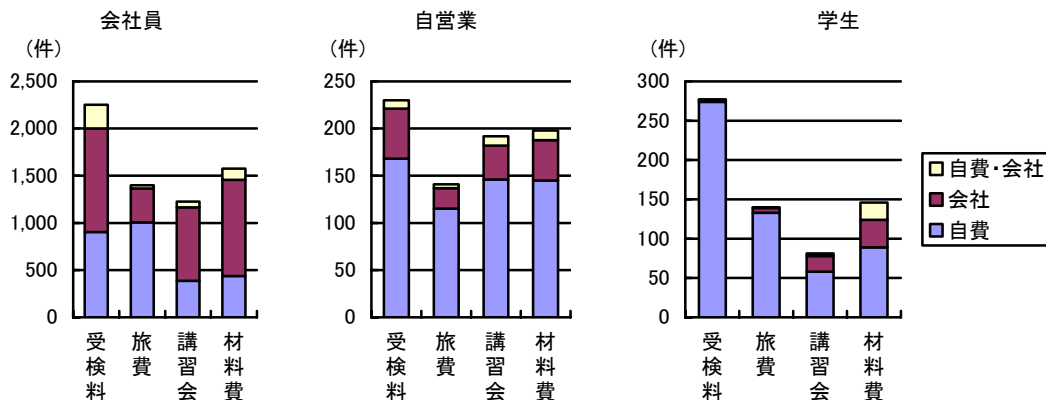
(2) 受検動機

職業別で見ると会社員は「勤務先の勧め」の割合が高い。等級別では3級において「自分の意思」の割合が高く、受検生の多くを学生が占めるためと思われる。



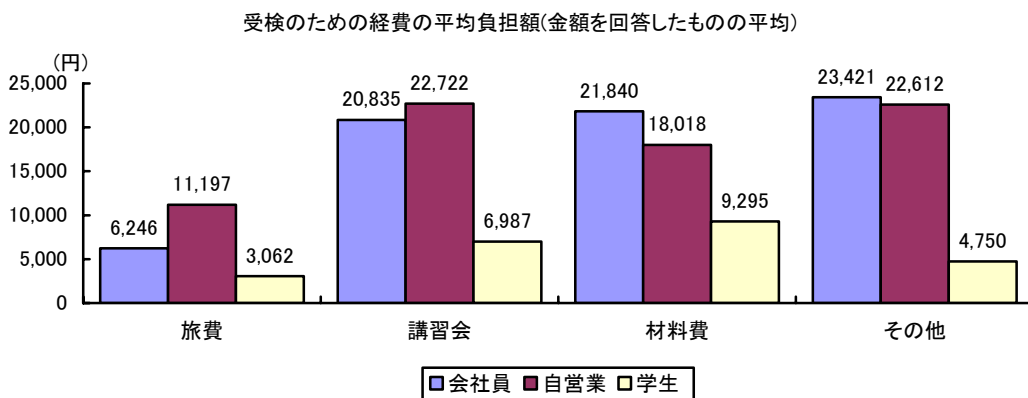
(3) 受検にかかった費用及びその負担方法

会社員は、受検料、講習会及び材料費の3項目で会社負担の割合が自費負担よりも高く、業務の一環として技能検定を受検する傾向が見られる。
 自営業は、会社員や学生に比較すると、講習会や材料費を支弁する割合が高い。
 学生は、講習会や材料費で「会社」の回答が一定数見られるが、授業の一環として学校で経費を負担しているものと思われる。



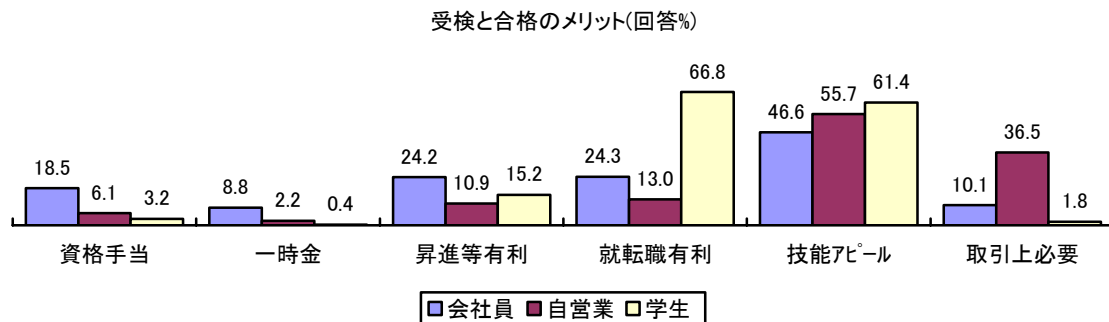
(4) 受検のためにかかった費用の具体額

受検のためにかかった費用の具体額の平均値は、旅費で6,554円、講習会で22,302円、材料費で20,693円、その他で22,466円であった。いずれの項目も、学生の平均額は会社員や自営業に比べてかなり低水準であった。「その他」としては、学習のためのテキスト類や、受検に必要な工具(道具)類などがあげられた。



(5) 受検と合格のメリット

受検と合格のメリットについて、「あり」と答えた者の割合を見ると、「技能レベルをアピールできる」が最多で、いずれの職業も高い数値を示した。「就職・転職に有利」は学生において割合が高く、「取引上の必要」は自営業において割合が高かった。なお、「資格手当」の平均額は5,945円、「一時金」の平均額は25,328円であった。



(6) 他職種または他試験の受検予定／受検経験

3 金属加工関係、及び5 電気・精密機械器具関係において、他職種の技能検定受検として多くの職種があげられた。

また、他の資格試験としては、危険物取扱者試験や施工管理技術検定が多くの職種で見られたほか、労働安全衛生関連の資格も多く見られた。(詳細は別紙2を参照のこと。)

(7) 技能検定制度をよりよいものとするための意見

技能検定試験に関しては、「受検料の軽減(特に高校生に対する負担の一層の軽減)」、「年に複数回の実施」、「受検会場を各地に設ける」、「実技試験実施時期の変更(真夏では暑すぎる)」、「合否内容の詳細の開示」など、

受検準備に関しては、「参考書、教科書の充実」、「通信講座の実施」、「受検準備講習会に係る情報の集約」など、

技能検定制度そのものに関しては、「制度の存在をもっとアピールし、認知度を上げる」、「資格を持っていることによるメリットをわかりやすく示す」などの意見が寄せられた。

過去6年間の技能検定実施状況(受検申請者数、降順)

注1) 備考欄の「○」は、指定試験機関による技能検定職種を示す。

注2) 「情報配線施工」は平成16年から、「ウェブデザイン」は平成19年度(2級のみ実施)から新規に実施しており、「6年間の平均」の欄には実施年度からの平均値を記入。

	備考	6年間の平均	6年間の合計	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
ファイナンシャル・プランニング	○	276,934	(1,661,601)	272,117	255,199	222,913	244,652	323,794	342,926
機械保全		28,743	(172,455)	28,098	26,597	27,732	29,068	29,775	31,185
金融窓口サービス	○	15,895	(95,370)	17,005	16,645	14,334	14,863	14,205	18,318
機械加工		14,272	(85,630)	10,895	10,769	12,679	14,234	17,123	19,930
婦人子供服製造		12,025	(72,150)	9,518	10,824	11,924	12,899	13,846	13,139
塗装		8,195	(49,168)	6,862	6,940	8,682	8,520	8,745	9,419
プラスチック成形		8,117	(48,704)	5,649	6,174	7,684	8,566	9,597	11,034
電子機器組立て		7,551	(45,308)	5,866	6,032	7,564	7,462	8,304	10,080
造園		6,826	(40,956)	6,549	6,598	7,826	7,317	6,704	5,962
レストランサービス	○	6,403	(38,415)	5,768	5,713	6,274	5,749	7,567	7,344
半導体製品製造		5,038	(30,225)	4,964	5,211	5,379	5,039	4,660	4,972
機械検査		4,948	(29,690)	3,502	3,520	4,317	5,028	6,010	7,313
機械・プラント製図		4,848	(29,090)	4,325	4,051	4,729	5,224	5,343	5,418
仕上げ		4,779	(28,674)	4,419	4,183	4,654	4,519	5,039	5,860
配管		4,694	(28,164)	5,039	4,845	5,148	4,649	4,312	4,171
防水施工		4,261	(25,563)	4,043	3,777	4,438	4,373	4,512	4,420
建築大工		4,092	(24,549)	3,158	2,961	4,175	4,659	4,836	4,760
ビルクリーニング	○	3,346	(20,078)	3,414	3,302	3,584	3,480	3,234	3,064
鉄筋施工		3,096	(18,574)	2,777	2,798	3,473	3,021	3,128	3,377
電気機器組立て		2,880	(17,279)	2,551	2,182	2,520	2,797	3,267	3,962
とび		2,806	(16,835)	2,197	2,255	3,039	2,809	3,234	3,301
建設機械整備		2,738	(16,427)	2,663	2,309	2,815	2,433	2,976	3,231
金属プレス加工		2,713	(16,279)	1,553	1,714	2,431	2,591	3,621	4,369
建築板金		2,512	(15,069)	2,125	2,249	2,679	2,509	2,771	2,736
金属熱処理		2,511	(15,068)	1,785	1,892	2,416	2,523	2,911	3,541
内装仕上げ施工		2,195	(13,172)	2,107	1,895	2,405	2,212	2,212	2,341
型枠施工		2,164	(12,986)	2,024	1,983	2,196	2,008	2,220	2,555
工場板金		2,164	(12,981)	1,547	1,694	2,038	2,334	2,589	2,779
空気圧装置組立て		2,095	(12,567)	1,600	1,776	2,175	2,095	2,423	2,498
農業機械整備		1,887	(11,320)	1,514	1,430	2,072	2,160	2,124	2,020
調理	○	1,793	(10,759)	1,881	1,782	1,836	1,672	1,845	1,743
フラワー装飾		1,717	(10,300)	1,265	1,235	1,505	1,797	2,268	2,230
自動販売機調整		1,651	(9,906)	1,624	1,492	1,773	1,846	1,674	1,497
鉄工		1,600	(9,600)	1,334	1,375	1,666	1,662	1,667	1,896
冷凍空調和機器施工		1,546	(9,278)	1,360	1,456	1,672	1,643	1,573	1,574
左官		1,508	(9,046)	1,540	1,347	1,633	1,458	1,590	1,478
プリント配線板製造		1,327	(7,959)	1,135	1,119	1,187	1,411	1,497	1,610
油圧装置調整		1,301	(7,808)	1,011	1,003	1,131	1,300	1,586	1,777
園芸装飾		1,260	(7,559)	1,195	1,194	1,445	1,351	1,204	1,170
表装		1,220	(7,319)	1,123	1,199	1,420	1,278	1,178	1,121
パン製造		1,206	(7,234)	931	965	1,271	1,354	1,310	1,403
鋳造		1,197	(7,180)	769	883	1,130	1,094	1,439	1,865
和裁		1,160	(6,961)	1,309	1,142	1,320	1,203	1,015	972
ダイカスト		1,085	(6,512)	820	868	1,013	1,052	1,297	1,462
めっき		1,035	(6,210)	817	792	935	936	1,272	1,458
かわらぶき		1,035	(6,210)	1,005	961	1,095	1,168	1,047	934
舞台機構調整		1,010	(6,058)	764	981	1,067	1,093	1,078	1,075
印刷		962	(5,771)	620	696	881	989	1,280	1,305
サッシ施工		912	(5,473)	902	866	1,065	1,019	878	743
路面標示施工		909	(5,455)	944	996	1,043	981	756	735
鉄道車両製造・整備		906	(5,433)	555	700	871	939	1,152	1,216
紳士服製造		860	(5,159)	901	664	937	927	868	862
コンクリート圧送施工		860	(5,159)	833	950	1,005	885	756	730
さく井		801	(4,806)	802	837	941	815	711	700
熱絶縁施工		742	(4,450)	686	696	847	706	792	723
ハム・ソーセージ・ベーコン製造		716	(4,298)	535	628	609	687	900	939
石材施工		700	(4,199)	677	689	805	756	678	594
放電加工		696	(4,175)	638	608	684	691	785	769
家具製作		683	(4,100)	512	559	612	697	816	904
タイル張り		682	(4,091)	654	702	802	649	690	594
時計修理		670	(4,019)	457	497	668	738	758	901
産業車両整備		628	(3,765)	557	608	721	682	663	534
内燃機関組立て		622	(3,733)	613	550	658	636	602	674
産業洗浄		610	(3,657)	719	658	627	555	643	455
金属材料試験		587	(3,520)	457	431	536	652	682	762
ガラス施工		583	(3,500)	579	524	598	607	626	566
建具製作		559	(3,353)	503	511	594	559	551	635
樹脂接着剤注入施工		512	(3,070)	649	580	492	429	416	504

	備考	6年間の平均	6年間の合計	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
帆布製品製造		510	(3,058)	207	401	407	571	659	813
光学機器製造		508	(3,049)	488	442	472	536	560	551
水産練り製品製造		503	(3,018)	326	370	373	475	756	718
電気製図		493	(2,958)	607	472	522	403	401	553
強化プラスチック成形		468	(2,806)	388	471	509	410	521	507
金属ばね製造		459	(2,755)	387	412	481	470	477	528
商品装飾展示		409	(2,455)	364	305	463	459	436	428
菓子製造		401	(2,406)	374	273	389	444	459	467
自動ドア施工		364	(2,185)	305	326	359	384	403	408
畳製作		363	(2,178)	358	327	432	408	367	286
テクニカルイラストレーション		318	(1,909)	413	327	313	305	275	276
厨房設備施工		318	(1,906)	215	254	287	420	390	340
工業包装		311	(1,863)	65	190	185	370	370	683
カーテンウォール施工		298	(1,786)	374	348	304	276	267	217
バルコニー施工		297	(1,782)	325	274	265	266	322	330
ビル設備管理	○	295	(1,768)	392	370	336	271	224	175
染色		288	(1,728)	235	240	211	323	304	415
ガラス用フィルム施工	○	276	(1,656)	333	383	155	220	248	317
築炉		245	(1,470)	178	184	241	241	303	323
電子回路接続		238	(1,427)	265	255	237	255	199	216
鍛造		220	(1,322)	127	194	219	168	340	274
切削工具研削		209	(1,253)	201	182	196	200	235	239
広告美術仕上げ		207	(1,241)	182	202	190	209	237	221
製版		199	(1,196)	184	177	219	252	210	154
化学分析		192	(1,150)	162	176	177	244	192	199
情報配線施工	○	187	(746)			73	271	402	579
ブロック建築		182	(1,092)	193	182	202	168	183	164
写真		180	(1,080)	236	182	241	188	124	109
義肢・装具製作		173	(1,036)	146	157	195	181	165	192
布はく縫製		173	(1,035)	171	149	142	159	219	195
金型製作		168	(1,009)	165	151	185	230	260	18
製本		163	(977)	104	84	127	113	243	306
複写機組立て		148	(887)	189	156	124	96	182	140
粉末冶金		134	(803)	123	117	78	155	106	224
酒造		134	(801)	120	136	176	142	114	113
貴金属装身具製作		118	(710)	91	102	140	129	103	145
みそ製造		116	(696)	242	-	264	-	190	-
ニット製品製造		113	(675)	56	80	70	135	155	179
アルミニウム陽極酸化処理		112	(674)	64	92	111	120	131	156
寝具製作		112	(673)	41	27	111	158	168	168
塗料調色		112	(669)	117	128	95	110	103	116
製麺		107	(641)	30	144	41	260	76	90
ロープ加工		99	(593)	84	91	89	106	122	101
エーエルシーパネル施工		97	(582)	108	108	97	89	84	96
枠組壁建築		90	(541)	100	79	91	121	58	92
縫製機械整備		78	(470)	76	77	80	65	96	76
ウェブデザイン	○	73	(73)						73
紙器・段ボール箱製造		65	(390)	86	21	62	46	129	46
溶射		64	(381)	67	95	63	92	55	9
金属溶解		61	(368)	28	77	15	76	73	99
木型製作		44	(264)	69	26	71	30	41	27
陶磁器製造		40	(238)	46	16	89	7	72	8
印章彫刻		37	(220)	23	32	32	48	54	31
ウエルポイント施工		34	(203)	37	60	57	26	23	-
機械木工		33	(200)	37	36	35	52	40	-
木工機械整備		32	(194)	67	-	66	-	60	1
ファインセラミックス製品製造		26	(158)	55	40	25	38	-	-
建築図面製作		23	(139)	36	34	23	12	32	2
れんが積み		13	(79)	27	-	22	-	30	-
ガラス製品製造		11	(67)	12	-	33	-	22	-
金属研磨仕上げ		11	(66)	23	-	18	0	25	-
竹工芸		11	(63)	18	-	20	-	-	25
コンクリート積みブロック施工		8	(47)	30	-	12	-	5	-
漆器製造		4	(25)	-	-	25	-	-	-
スレート施工		3	(15)	0	-	15	-	-	-
製材のこ目立て		0	(0)	-	0	-	-	-	-

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会開催要綱

1 趣旨

技能検定については、平成18年5月から、学識経験者や労使関係者等を委員とする「技能検定職種等のあり方に関する検討会」を開催し、同年9月に、①企業、業界団体等のニーズを踏まえた検定職種、内容等の見直し、②検定職種整備等における民間活力の一層の活用、③多様な労働者の適切なキャリア形成に向けた取組の促進、④技能検定の社会的機能の強化と一層の活用促進、等を内容とする報告書を取りまとめたところである。

厚生労働省としては、これに基づき技能検定の職種等の見直しを行い、平成19年度には家庭用電気治療器調整、浴槽設備施工、ほうろう加工の各職種について廃止するとともに、工業彫刻職種については機械加工職種への統合を行ったところである。

今般、規制改革会議から、定量的基準も踏まえた職種統廃合の促進等の指摘を受けたことを踏まえ、学識経験者、その他の有識者からなる「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会」を設置し、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 職種の統廃合等の考え方について
- (2) 職種の統廃合等の具体的な進め方について
- (3) 技能検定試験の実施主体を営利団体にも開放することの是非について
- (4) その他

3 運営

- (1) 専門調査員会は、厚生労働省職業能力開発局長が、別紙のメンバーの参集を求めて開催する。
- (2) 専門調査員会の座長は別紙のメンバーの互選により選出するものとする。
- (3) 専門調査員会の事務は、厚生労働省職業能力開発局能力評価課において行う。

技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会メンバー

天野 富男	職業能力開発総合大学校専門基礎学科教授
梅津 二郎	職業能力開発総合大学校建築システム工学科教授
大野 高裕	早稲田大学理工学術院教授
北浦 正行	社会経済生産性本部事務局次長
柴田 裕子 長	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)総合企画部部長
橋本 光男	職業能力開発総合大学校電気システム工学科教授
松井 泰則	立教大学経営学部教授
松本 宏行	ものづくり大学製造技能工芸学科准教授
八木澤 徹	日刊工業新聞社編集委員兼論説委員
和田 充夫	関西学院大学商学部教授

規制改革会議「規制改革推進のための第2次答申」(平成19年12月25日)(抄)

5 官業改革

(3) 既往の会議等が提言した官業改革のフォローアップ

② 特別の法律により設立される民間法人

ア 中央職業能力開発協会

【問題意識】

中央職業能力開発協会は、国からの補助金等により多くの事業を実施しているが、各種技能検定のうち民間参加が行われている職種は極めて限定的であることから、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(平成17年12月21日規制改革・民間開放推進会議)における指摘を踏まえ、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)において、各種技能検定職種の更なる民間参加の促進を図るとともに、民間参加のない職種については、受検者等の社会的ニーズを踏まえ、技能検定職種として存続すべきかを検証し、その見直しを行うこととされた。

これを受けて、厚生労働省では、平成18年5月以降「技能検定職種等のあり方に関する検討会」を開催し、同年9月には、技能検定職種の統廃合・新設や民間参加の促進に関する基本的考え方を示した報告書が取りまとめられるに至った。

現在、この基本的考え方に基づき、厚生労働省において、その具体的な対応策が検討されているところであるが、技能検定職種の統廃合等について検討を進めるに当たっては、協会の事業に公費が投入されている事実にかんがみ、当該業界団体及び関連する専門家のみによる検討に止まらず広く公共の見地より、統廃合等がもたらす社会的利益が透明なプロセスの下で検証されることが重要と考える。また、この検討作業が、遅延することなく実施され、速やかに技能検定職種の統廃合等を実現するためには、作業工程を明確化させるとともに、統廃合等についての定量的基準を設定する必要がある。

【具体的施策】

中央職業能力開発協会が実施する技能検定については、検定職種の統廃合・新設、民間参加を促進するに当たり、個々の技能検定試験がもたらす社会的便益と費用を勘案し、それらの社会的有用性を客観性・透明性を確保したプロセスを経て広く公共の見地から検討できる体制整備を行うべきである。

上記の検討体制下における検定職種の統廃合・新設、民間参加を着実に推進するため、実施期限を付した検討の作業計画を策定するとともに、同作業計画において、検定職種の統廃合を明確化・加速化させるため、例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。

また、検討過程の客観性・透明性の確保に当たっては、基礎的情報の公開が前提となることから、検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等を積極的に公表することにより、個々の検定職種の社会的ニーズ、公的負担の程度等を明らかにすべきである。

【平成20年度措置】

さらに、技能検定試験における指定試験機関は、現在、非営利団体に限定されているが、安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を整備した上で、営利団体にもこれを開放することについて検討すべきである。

【平成20年度結論】